

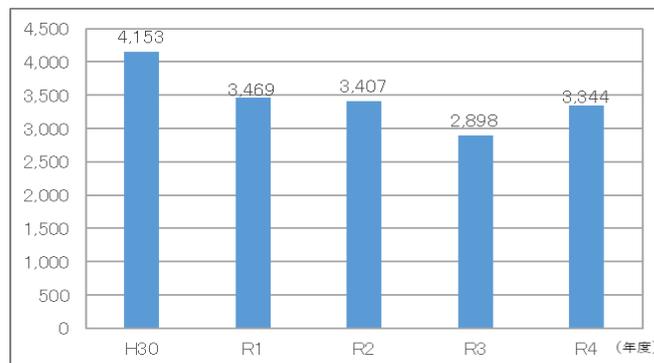
高齢者、ネット契約注意

2022年度の県内の相談件数のうち、65歳以上の高齢者が契約当事者の相談は、前年度より増加し、全体の26.6%を占めています。具体的には、化粧品などの定期購入やSNS（交流サイト）などがきっかけのもうけ話の相談などネット契約に関するトラブルが多く寄せられています。

▼ネットでいつでも解約できる育毛剤を見つけた。注文時にクーポンを利用したら、なぜかシャンプーや毛染め剤を含むフルセットの定期購入となっていた。高額なのに解約ができず、次々届いて困っている。（75歳・女性）

▼SNSで知り合った外国人と親しくなり、暗号資産によるもうけ話を持ちかけられ、言われるままに口座を開設してお金を振り込んだ。アプリ上はもうかっていたが、出金するにはさらなる振り込みが必要だと言われた。（78歳・男性）

スマートフォンの普及に伴い、高齢者にとってもネット契約のハードルが低くなり、簡単にショッピングなどが楽しめます。ネット広告を見て買ってみよう、もうかりそうな情報が入ってきたなど、ついつい手を出しがちですが、通信販売にはクーリングオフの制度がありません。詐欺的な事案も多い中、簡単にできる契約だからこそ、本当に欲しい商品なのか、契約の条件、解約ルールはどうなっているのかなどを十分確認した上で、いざという時にご自身の手には負える契約であることを慎重に判断する姿勢が必要です。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
高齢者のトラブルに関する相談件数

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。